

2 組織、業務の主な変遷

<p>平成 13 年 1 月</p>	<p>中央省庁等改革基本法により、厚生省と労働省を統合して「厚生労働省」が設置されるとともに、政策の企画立案に関する事務は本省で行う一方、実施に関する事務を行うために地方厚生局を設置</p> <p>東北厚生局 発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所を統合 ・従前の所掌：国立病院・療養所の管理業務、麻薬取締業務、医事関係国家試験等 ・新たな所掌：医師の臨床研修審査、保健・福祉に関する各種人材の養成施設の指定、補助金の交付等に関する事務、特定機能病院等への立入検査及び健康保険組合・厚生年金基金の指導監督等
<p>平成 15 年 4 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正により健康福祉部を設置し、総合衛生管理製造過程の承認に関する業務等を厚生労働省医薬食品局から移管 ・補助金業務の一部、管理栄養士国家試験等の業務を厚生労働省から移管
<p>平成 16 年 4 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国 154 カ所の国立病院・療養所が一部を除き、独立行政法人に移行したことに伴い、国立病院管理に関する業務を独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所に移管
<p>平成 20 年 10 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関等の指導監査業務を地方社会保険事務局から移管されたことに伴い、管理課、医療指導課（現、医療課）、指導監査課、青森事務所、岩手事務所、秋田事務所、山形事務所及び福島事務所を設置
<p>平成 22 年 1 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構に対する各種認可業務の一部と社会保険審査官業務を地方社会保険事務局から移管されたことに伴い、年金管理課及び社会保険審査官を設置
<p>平成 26 年 4 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正により、指導養成課が健康福祉課に統合 ・保険医療機関等への効率的・効果的な業務の実施等のため、調査課を設置 ・再生医療等安全確保法に関する業務を新たに所掌

<p>平成 27 年 4 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金記録訂正手続業務を、総務省行政評価局年金記録確認第三者委員会から地方年金記録訂正審議会に承継され、年金記録の訂正を求める制度が創設されたことに伴い、年金審査課を設置 ・看護師の特定行為研修に関する業務を新たに所掌 ・各種養成施設（一部）の指定及び監督業務、生活衛生同業組合等の振興計画の認定業務、消費生活協同組合の監督業務を都道府県に移管
<p>平成 28 年 4 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正により、福祉指導課が健康福祉課に統合 ・地域包括ケアシステムの構築に関する各県に対する支援業務を新たに所掌したことに伴い、地域包括ケア推進課を設置 ・社会福祉法人の認可、監督業務を都道府県に移管
<p>平成 29 年 4 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国家試験業務を民間に委託
<p>平成 30 年 4 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業経営強化法に関する業務、臨床研究法に関する業務及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術に係る受領委任契約等の業務を新たに所掌
<p>令和 2 年 4 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務、災害時における医療の確保の支援に関する業務及び医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関する業務を新たに所掌 ・臨床研修病院の指定等の事務・権限並びに毒物及び劇物（原体）の製造業及び輸入業の登録の事務・権限を都道府県に移譲
<p>令和 4 年 4 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築及び医療計画等に関する施策について、施策横断的かつ包括的に課題を分析することにより、厚生労働省の政策の企画・立案を支援し、政策の連携と推進を図るため、新たに地域包括的支援構築施策分析官を設置